

第 11 章 管理運営

I 大学の管理運営

【目的・目標】

学長・学部長の選任や意思決定など管理運営上における諸機関間の役割分担・機能分担を明確にし、かつ規定として明文化することにより適切、公正な管理運営を行うことを目的・目標とする。

（学長、学部長の権限と選任手続）

・学長の選任手続きの適切性・妥当性

【現状】

学長は、連合教授会において全学部専任教員の直接選挙により選任された学長候補者について、評議員会の承認に基づき、理事長によって任命される。これまでの学長候補者の選出は、予備選挙で上位3位までの票を得た候補者のうちから過半数の投票を得た者を学長候補者とする方法と20名の推薦者を得て立候補する推薦立候補制の併用であったが、2006年度からの副学長制の設置に合わせて改め、次回から立候補制とすることになった。学長が立候補する際、併せて副学長候補者を指名し、副学長は学長と一体として選出されることになる。学長、副学長の任期は4年である。

【問題点】

従来、学長選挙は、3月半ばの連合教授会において行われてきたが、4月に就任する学長にとって、スタッフの選任や就任前の政策課題等の検討が十分にできないという問題がある。また、一方では評議員の選任、理事長、理事、監事の銓衡が12月から3月に行われているため、学長として教員理事の選出等に意見を述べる機会が少なくなっている。

学長は、寄附行為上、評議員会の承認に基づき、理事長によって任命される。したがって、これまでに例はないが、評議員会で連合教授会において選出された学長候補者が承認されないという事態も可能性としては存在する。実際に寄附行為施行規則において、評議員会における学長候補者の承認否決に関する規定が置かれている。

【問題点に対する改善方針】

次回の選出からは、立候補制や副学長の同時選出など、新たな制度で行われるので、その実施時期も含め、効果的に行われるよう細かい検討と周知が必要である。特に実施時期については、期末試験や入試の実施と前述の問題点を考慮するならば、12月に実施することが望ましい。また、評議員会による学長任命の承認についても検討する必要がある。

・学部長の選任手続きの適切性・妥当性

【現状】

各学部とも教授会規程に基づき、管理・運営を行っている。各学部長は、学部で定められた学部長選任基準等に従い、各学部教授会において、学部所属の専任教員の直接選挙により学部長候補者が選出され、理事長によって任命される。学部長候補者の選任方法は、学部によって異なり、予備選挙で上位3位までの票を得た候補者のうちから過半数の投票を得た者を学部長とする方法と立候補者のうちから過半数の票を得た者を学部長とする方法が採用されている。

学部長は教授会の議長となり、教授会に議案を提案し、議決された事項について職務を執行する。学部教授会の管理・運営は適切に実行されている。

なお、各学部の具体的な学部長の選任手続きについては、「Ⅲ 学部・研究科の管理運営」（本章 9頁）を参照されたい。

【問題点】

学部によっては、事前立候補制や所信表明がなされていない。

【問題点に対する改善方針】

学部長が積極的に学部運営にかかわり、リーダーシップを発揮するためにも、学部長選出にあたって

立候補制や所信表明の導入などを検討する必要がある。この点については、学部教授会による自発的な検討が望ましく、また、すでに実施又は検討している学部もある。

・学長権限の内容とその行使の適切性

【現状】

長年にわたり、理事長・総長・学長の三長体制を理事長・学長の二長体制に改めるべきであるとして、制度改革の早急な実施が求められてきたが、2005年度より、評議員によって構成される銓衡委員会の銓衡に基づき、評議員会によって選任される総長職が廃止され、二長制が実現されることとなった。これまで、主に社会人教育を担うリバティ・アカデミーや社会連携促進知財本部など社会連携にかかわる部門は、総長の下にあったが、総長が所管していたそれらの教学関連の職務が学長の下に移され、教学としての位置づけを明確にした。他方、法人理事会においては、学長は、教学の長としての権威はあるが、理事の1人であり、予算の策定を中心とした法人の意思決定や業務執行において、十分な裁量権を有していない。

総長制の廃止に伴って、多くの学内規定が改正され、教学関連の諸委員会が学長の下に置かれている。また、一部教務部長、二部教務部長、学生部長も、学長とともに全学部専任教員により直接選挙され、学部長会の構成員であるとともに、多くの委員会を束ね学長の政策を支えている。また、学長スタッフとして専任から選任されている学長室専門員も、全学的な委員会のほとんどに委員として入り、学長の政策を支えている。

【問題点】

学長、連合教授会、学部教授会、学部長会、教務部委員会などの全学的審議機関の機能分担がなされておらず、多くの場合、学長が提案する事項を繰り返して審議している。

学長は、法人理事会の理事としては、執行権限が曖昧である。

学長の政策の実施にあたり、規則等の制定や予算を伴う場合は、理事会の、そして重要事項については評議員会の議を経る必要があり、政策決定後の実施を迅速に行うことができない場合がある。さらに、理事会審議を経て、教学で決定された事項が修正されることもある。これらは、法人理事会において、学長権限が不明確であると同時に、予算執行について裁量が認められていないためでもある。

法人理事会との関係では、評議員会の教職員数の見直しや理事・評議員の選出方法の再考も求められ、法人理事会との連携協力の仕組みとして会議体の設置も必要である。評議員会の構成は、教職員教と校友数のバランスが適切なのか検討する必要がある。

副学長制の導入と二部各学部の学生募集停止に伴い、長年本学で施行されてきた一部教務部長、二部教務部長、学生部長といういわゆる三部長のありかたを見直さなければならない。また、三部長は任期2年で選任されるが、その職務内容からも学長指名であることが望ましいという考えもある。副学長についても現在、総合政策担当、研究担当、国際担当の3名が選任されているが、その職務並びに三部長や学長室専門員などとの関係が十分に明確になっていない。

連合教授会は、全専任教員によって構成される会議体であり、その開催の頻度は限られ、迅速な意思決定には不都合な場合もある。また、学部長会や教授会などで承認された事項を再び連合教授会で承認を求めることは、決定に関して矛盾が生じることもありうる。

【問題点に対する改善方針】

この2年の間に総長制の廃止、学部長会規程等の整備、副学長職の設置が実現され、教学の意思決定手続の明確化と管理運営組織の強化が図られた。今後は、その円滑な運用と更なる改善を進めていく必要がある。しかし、長年にわたって検討されてきた「制度改革」の中心にある教学権の確立という課題は、未だ道半ばという状況である。大学間競争が激化する中で、大学の本来あるべき姿を見失わずに、真の大学改革を進めていくためには、教学と法人が一致協力できる体制を実現することが不可欠である。副学長制の実現にともなって、副学長のうち一名は、オブザーバーとして常勤理事会への出席が認められた。学長スタッフの中心メンバーとなる副学長が理事会に出席することは、大学経営の現状を踏まえて教学の政策を企画立案することを可能にする大きな前進である。しかし、法人の教学に対する理解をさらに深め、今以上に大学経営に教学の考えを反映させるためには、副学長が理事会メンバーとして、日常的に法人の意思決定にかかわることが必要である。この課題は、寄附行為改正を必要とし、短期的に実現できるものではない。したがって、長期的展望のもとで、理事会や評議員会において十分な理解が得られるよう進めていくべきである。

決定された政策の迅速な実施という観点から、教学に関連する学内諸規則の制定、教員採用などの教

学にかかわる恒常的な予算執行、さらに学長の判断で執行可能な政策的予算の設定を検討すべきである。
また、学長権限に関し、三部長の指名制、予算及び人事権の確立が望まれており、教学及び学部の大学における権限がより明確化される必要がある。

・学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

【現状】

全学的な審議事項のうち、学部、学科、専攻の新設・改組、学則改正、学長、副学長、三部長の選出など重要な事項については、専任教員全員で構成される連合教授会によって審議・決定される。評議員会は、法人の最高意思決定機関であり、学部・学科の新設・改組などの教育業務に関する重要事項や学則などの規則の制定改廃、予算、決算、寄附行為の変更などの重要事項は、その議決を経なければならない。評議員会の構成は、学識経験者 20 名（現・元教職員 10 名・校友 10 名）、専任教員など 20 名、職員 5 名、校友 25 名の計 70 名からなる。

・学部長権限の内容とその行使の適切性

【現状】

急速に変化する社会情勢に対応して、本学の意味決定プロセスの迅速化と合理化を図っていくとともに、認証評価に耐えうるようにするために、学部長会規程、教務部委員会規程及び学生部委員会規程が 2004 年 12 月 15 日に施行された。学部長会は、全学的な課題の合意形成や各学部の意思決定に係わる調整、定例的な事項の審議決定、さらには学長が理事会に提案する事項の承認等を行っている。学部長会規程は、これまで形成されてきた慣行を成文化すると同時に、従来、全会一致によって議決していたものを多数決による議決に変更した。

学部長は、学部の長・中期計画、人事その他、学部教授会審議事項の提案権を有している。また、学部長会においては、出席委員の 4 分の 3 を超える多数によって議案を決している。学部予算の執行責任は、学部事務室事務長にあり、学部長にはない。

なお、各学部の具体的な学部長権限の内容については、「Ⅲ 学部・研究科の管理運営」（本章 9 頁）を参照されたい。

・学長補佐体制の構成と活動の適切性

【現状】

副学長職の設置については、学部長会を経て各学部等教授会、及び 2006 年 3 月の連合教授会において承認され、理事会の決定を経て 2006 年度より施行され、総合政策担当、研究担当、国際交流担当の 3 名の副学長が任命された。

学長のもとには、学長スタッフ会が置かれ、専任教員からなる学長室専門員が、学長の政策の企画・立案と遂行を手助けしている。学長室専門員長は、学部長会の構成員であり、2006 年度からは新設された総合政策担当副学長を兼務しており、常勤理事会にオブザーバーとして出席している。また、副学長制への橋渡しとして、2004 年度に総長職を兼務する学長を補佐するため、総長職廃止までの時限的措置として、学長特任補佐職が設置された。2005 年 7 月に学長の下で進める重要課題の一つとして日加コンソーシアム構想を検討する日加プロジェクトが設置され、1 名の担当学長特任補佐が任命された。学長特任補佐は、2006 年度から副学長の設置に伴い、廃止された。

【問題点】

副学長の設置から間もないので、その職務内容や位置づけがまだ定着していない。

【問題点に対する改善方針】

副学長の職務内容については三部長職の位置づけを含め今後の検討課題として残っており、一部教務部長、二部教務部長、学生部長という三部長の選考方法も含め明確化していく。

・個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況

【現状】

これまで教員から選任されてきた総長職が廃止され、二長制に移行したことによって、対外的にも学長が教学の長として明確に位置づけられた。その結果、各学部教授会や連合教授会で承認された学長の政策が、教学の意思として、評議員会や校友会等においても十分に尊重され、学長の個性を反映した大

学の中期的方針を策定・実施できるようになっている。

【長所】

本学は大規模な総合大学であるが、学長選出、学部長選出は、ともに教員の選挙という民主的な手続きによってなされている。また、学部長会、教務部委員会、学生部委員会などをはじめとして各種委員会は適切に運営されている。重要な審議事項については、専任教員全員が招集される連合教授会で審議されている。学長の権限は、二長制の施行に伴い、さらに明確化されてきている。

（意思決定）

・大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【現状】

本学では、意思決定を行うすべての会議体で、民主的な手続きが行われている。教授会では、学部の教育・研究に関する事項が審議され報告されている。全学的な事項については、重要な事項は教授会で審議され、多くの事項が報告されている。

学部長は、評議員会及び学部長会のメンバーとして、教授会と全学的意思決定機関との連携を図っている。学部長会、教務部委員会及び学生部委員会は、慣行で運営されてきたが、2004年12月にそれぞれに関する規程が制定され、大学の管理運営が明文化された規程により適正に行うことができるようになった。

また、社会の急激な変化に主体的かつ機動的に対応し、社会の要請に応え得る質の高い教育研究を展開していくために、より円滑な意思決定を可能とする管理運営体制を整備する必要から総長制を廃止し、理事長・学長の二長制とする等の寄附行為の一部改正が行われ、2005年3月の連合教授会及び評議員会で承認された。これは、長年にわたり教学及び学部の大学における権限の明確化が必要とされてきたもので、積年の課題であった制度改革の一つが実ったものである。

連合教授会規程、学部連合教授会規程は、2004年度からの短期大学の学生募集停止、さらに法科大学院を含む学部を基礎としない研究科の設置に伴う教員組織の大きな変化に対応するため、両規程を廃止して新たな明治大学連合教授会規則として制定、2005年4月より施行されることになった。

教学の審議事項は、学部長会及び教務部委員会で審議又は報告され、速やかに各教授会によって審議又は報告される。多くの全学委員会は、各学部から委員が選出され、適宜教授会で議論の内容や決定事項について報告を行っている。学長の方針や審議過程は、学部長会や教務部委員会での報告、それを受けた学部長や教務主任による教授会での報告、『学長室だより』や『大学広報』などで随時、周知されている。

・大学院の意思決定と管理運営

【現状】

大学院の意思決定プロセスは、その位置付け・地位向上に係わる改革を2005年度から進め、2006年度中に理念・目標を具現化するに足る管理・運営の足固めを行ったが、大学院の審議機関（研究科委員会等）と学部教授会及び学部長会との位置付けが明確でない部分もあり、相互の関連性も適切とは言いがたい面もある。

大学院長は大学院担当教員の直接選挙により選出される。法科大学院長は法科大学院教授会において選出される。また、研究科委員長は研究科委員会（学部を基礎とする研究科に設置）、研究科長は研究科教授会（学部を基礎としない研究科に設置）において選出される。このように選任手続は公明正大であり、適切である。大学院に関わる事項は、大学院委員会で決定されているが、そこには法務研究科が所属していない。また、教員人事は専門職大学院については大学院委員会で決定されるようになったが、既設研究科については学部教授会で行われている。

法務研究科を含めた専門職大学院は、大学院に共通する検討事項が多くあるので同研究科を大学院委員会のメンバーに加えるとともに、そうした研究科だけで委員会を構成するなど、大学院委員会の制度改革が必要である。現在の学内規則では、各研究科の簡単な科目名称の変更においても数々の学内手続きを経なければならないこともあり、大学院委員会から各研究科への思い切った分権を推進することを図る。大学院の管理運営において重要なことは、これまで提示あるいは要望された本計画を実行できるような効果的な管理運営体制を確実に敷くことにある。そのためには、大学院長、研究科委員長、研究科長、及び大学院委員などのリーダーシップを強化することが強く望まれる。

(評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関)

・評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

【現状】

学部長会規程等の制定によって教学の意思決定手続が明確化され、その過程も透明化されてきた。大学間競争が激化する中で、迅速な意思決定がますます重要になっているが、大学の将来にかかわる重要事項については、やはり全学的規模で慎重に審議することも必要である。教学の重要事項については、学部長会で審議のうえ了承された後、各学部教授会の審議に付され、その結果に基づいて、学部長会で連合教授会への付議を決定する。

予算に関わる意思決定は、具体的には、学長が年度のはじめに提示した次年度の学長方針案に基づいて、各学部を始めとした各部署が作成した長中期計画書及び単年度計画書を作成し、学長スタッフ及び関連事務部門が参加する、学長及び教務担当常勤理事・学務担当常勤理事ヒアリングを経て、学長が理事長へ学長の教育・研究に関する年度計画書を提出する。その際、各担当常勤理事も所管部署の年度計画書を理事長に提出する。これらを考慮して理事会の予算編成方針が決まり、その後、学部等を含めた各部署から提出された予定経費要求書に基づき作成された予算案を理事会及び評議員会が審議し決定している。

【長所】

教学の意思決定は、教授会、学部長会、教務部委員会、連合教授会などで慎重に審議されるので、十分な議論が行われ、民主的である。

【問題点】

教学における慎重な意思決定は民主的ではあるが、社会の変化に対する迅速な対応ができない面もある。効率化を図らなければならないが、その一方で、教授会の自治や各教員の意思の尊重に十分配慮する必要がある。

昨今の大学改革の流れの中で、新しい機能を担う機関が多く設置されたが、既存の意思決定過程との関連が必ずしも明らかでないこともある。また、これらの機関は決定の迅速さと機動的な政策立案のために、従来の学部選出の委員ではなく、学長指名の委員で構成されるものが多い。これらの機関の活動については、学部教授会との連携を十分とらなければならないが、この点について体制が確立されているとはいえない。

大学協議会の設置については基本的な考え方について検討を行ったが、その後進捗はしていない。

【問題点に対する改善方針】

学部長会が議決機関に位置付けられたことにより、意思決定の迅速化を促している。このような状況のもとで、今後は、連合教授会における審議事項の見直しを通じて、必要な意思決定の迅速化を図ることを検討する。大学全体の意思決定のプロセスは、一般の教員にはその制度を含めて分りにくい所があり、わかりやすく周知する必要がある。

大学協議会の設置は、迅速な意思決定を目的として検討されたが、その設置は学部教授会の自治を一部限定する結果ともなる。大学運営は、学部を基礎としており、教員の合意が得られなければ、大学全体が一致して改革に取り組むことが困難となる。本学においては、学部自治の観点から大学協議会について懐疑的な見方をする教員が多く、強引な導入は混乱を招くことになるため、拙速は避けなければならない。大学協議会の設置にあたり、審議事項や手続、構成員のあり方を全学的に議論し、理解を得ながら進める必要がある。

(教学組織と学校法人理事会との関係)

・教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

【現状】

寄附行為、同施行規則、評議員選任規則などにより理事、評議員の銓衡・選任が行われている。教学組織と学校法人理事会との関係では、教学に係る事項については教学各機関の審議を経て、学長から理事会に諮られ、決定される。重要事項に関しては、評議員会での承認も要する。また、法人理事会には学長のほか、3名の教員理事が入り、教員理事は教学組織の意思決定機関である学部長会に出席し、連携協力関係を円滑に行っている。さらに、法人理事会と学部長会との懇談会を適宜開催し、連携を図っている。

【長所】

教学と法人の間のチェックアンドバランス機能が働いている。法人理事会が、教学の意思決定の内容を理解した上で大学経営を行うことができる。

【問題点】

理事・評議員の選出方法は複雑で理解しにくく、教学の意思が十分反映されているとはいいいにくい。委員会等の教学機関の設置についても、理事会の決定が必要とされ、教学の意思決定が行われた後、さらに時間がかかるため、迅速な実施を妨げる場合がある。

【問題点に対する改善方針】

理事・評議員の選任については、教職員の数並びに担当と銓衡方式を再検討する必要がある。評議員については、学部長及び大学院長が職務上の評議員となっているが、従来、教員が就任してきた理事の選任については、学長や連合教授会、学部長会を中心とした選任方法を検討すべきである。

施設・設備の利用や予算にかかわる事項については、法人の決定が必要であるが、それ以外の事項については、法人の決定が必要であるか否かを検討する必要がある。予算にかかわる事項についても、学長に一定の裁量を伴った予算権限を付与し、理事会や評議員会への報告了承で処理するという方法も検討すべきである。

（管理運営への学外有識者の関与）

・管理運営に対する学外有識者の関与の状況

【現状】

理事会は、理事長と学長に加え、常勤理事4名、理事5名の計11名によって構成されている。常勤理事は、財務担当、総務担当、教務担当及び学務担当となっており、財務担当は校友から、総務担当は職員から、教務担当と学務担当は教員から、それぞれ選任されてきた。他の理事は、現在教員から1名、職員から1名、校友から3名が選任されている。これらの構成は、概ね維持されてきたが、その時々必要に応じて変更されることもある。理事長・理事・監事の選任は、評議員会で互選された17名の委員によって構成される銓衡委員会で候補者が銓衡され、評議員会において選任される。

評議員会は、学識経験者20名、教員20名、職員5名、校友25名の計70名によって構成されている。学識経験者については、現・元教職員から10名、校友から10名選任されることが長年の慣行となっている。したがって、評議員会は、現・元教職員35名、校友（維持員に限る。）35名という構成となる。

【長所】

教職員以外の者を学外有識者と考えれば、評議員会の半数が学外者となり、監事を含む理事会の半数以上が学外者である。校友評議員は、それぞれの分野で活躍しており、学外での経験を大学運営に生かせると同時に、母校の発展を願う熱意に溢れ、熱心に大学運営に関与している。

【問題点】

校友を学外有識者と見ることは、必ずしも誤りではないが、母校に対する愛着を含めて、本学に対してある種の感情を有している。したがって、純粹に客観的な第三者の立場で冷静に大学を見ることができない場合もありうる。また、在学中から、あるいは卒業後に形成された人的関係の中で大学にかかわっている場合も多く、学外有識者を大学の管理運営に関与させることの目的が十分に達成できないということも考えられる。

評議員の選任は、校友のうち、大学に一定額の寄付をした維持員の中から行われる。理事については、評議員等の中から銓衡される。理事会、評議員会において、学外者の比率は、半数又はそれ以上となっており、外見上は、大学の管理運営が、主に学外者によって担われていることになる。これは、大学の管理運営に関して教職員の依存心あるいは無関心をもたらしている側面も否定できない。

【問題点に対する改善方針】

大学の管理運営は、主に学長を中心とした学内者が担い、学外者は客観的な立場から管理運営に対してチェック機能を果たすことが本来の姿であろう。そうした目的を達成するため、校友以外にも人材を広く求めることが望まれる。同時に、教職員が管理運営に主体的にかかわるようにするため、評議員会及び理事会の構成も検討すべきである。

II 学校法人の管理運営

【目標と現状】

法人は、大学の理念・目標を実現するために、規定に従って適切、公正に行うことを目標としている。具体的には寄附行為等に基づいて選任された理事、監事、評議員及び理事会、並びに評議員会が、その機能を十分・円滑に発揮している。2004年度は、私立学校法の改正及び本学の総長制廃止とこれに伴う全面的な条文の見直しにより、寄附行為、寄附行為施行規則及び評議員選任規則等の一部改正を行い、2005年度から施行した。

私立学校法の改正は、近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化を図るため、理事制度、監事制度及び理事会制度、評議員会制度の改善並びに財務情報等の公開義務を定めたもので、当該条項について改正した。条文の見直しに伴う改正は1955年の制定以降これまで全面的な条文の見直しを行ってこなかったことから、今回の改正を機に、法令との整合性や現状の運用又は条文の表現・用語の整合を図るため、当該条項の改正を行った。

（評議員会・理事会）

・評議員の選任及び評議員会の開催状況等

【現状（評価）】

評議員は70名で寄附行為、寄附行為施行規則及び評議員選任規則に基づき適正に選出している。構成は教職員から35名、校友から35名となっており、任期は4年である。評議員会は2005年度4回開催し、適切である。なお、欠員が生じた場合も、補欠選任ができるよう評議員銓衡委員会を常置し対応している。

【改善方針（今後の課題）】

現在の評議員の任期は、2008年2月までとなっているので、次期改選にあたっても校規に則って適正に選出する。

・理事長・理事の選任及び理事会の開催状況等

【現状（評価）】

理事長、理事は寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき適正に選出している。構成は2005年度から総長職が廃止されたことにより、理事長、学長、常勤理事4名、非常勤理事5名の計11名となっており、任期は4年である。理事会は、定期的に開催し、適切である。なお、監事3名も理事会に出席している。また、理事長、学長、4常勤理事で構成する常勤理事会も定期的に開催している。2005年度は理事会を25回、常勤理事会を34回開催した。さらに、当面する課題の理解を深めるために理事会研究会を2005年度は4回開催している。

【改善方針（今後の課題）】

今後とも同体制により適正な理事会等の運営を実施する。

・監事の選任等

【現状（評価）】

監事は寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき適正に選出している。構成は3名で非常勤である。監事は理事会に出席している。任期は4年である。なお、改正寄附行為による「監事の任期に関する経過措置」により、2005年度任期満了に伴う監事の選出については3名が再任された。

【改善方針（今後の課題）】

今後とも同様に適正な業務を執行する。

（法人と設置学校）

・法人と大学の関係

【現状（評価）】

法人は学校を設置し、設置する学校を管理し、その学校の経費を負担する（学校教育法）し、法人の設置する大学は学長をその長とし、教育・研究活動を行っている。従って、法人は学校管理・経営を本

務とし、理事長を代表者とする理事会を構成し、その任に当たる。寄附行為では理事会に学長を加え、学長の基本的業務として「理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程」で「大学における教育・研究の方針及び計画について理事会に提案するとともに、理事会の一員として経営的責任を負うことによって教育面と経営面の調和を保持し、教育・研究の向上を期する」と定めている。併せて、教務担当常勤理事及び学務担当常勤理事を置き、大学を含む設置学校の教務事項及び学生事項を管掌させている。この所管者には、伝統的に大学教員を充て、法人と教学の連携を図っている。

教学に係る事項については、学部教授会、学部長会、連合教授会と教学各機関の審議を経た後、学長により理事会に諮られる。教学機関の審議を経て、学長及び大学教員理事を含む理事会で決定されることから、法人と教学の緊張関係が維持され、チェック・アンド・バランス機能が良く働いている。

また、教学と法人の意思の疎通を図るために、理事会と学部長会による懇談会を適宜開催している。

なお、本学は永く大学を含む「設置諸学校の教育方針の調整及び連携を図る」総長職を置き、理事長及び学長による三長制により運営してきたが、2005年度から総長制を廃止し、理事長、学長の二長制に移行し、法人と教学の関係をより機動的で密接なものとするための制度改革を行った。

【改善方針（今後の課題）】

大学が競争的環境下に晒されている今、本学にとって持てる力を統合し、学園全体の「総合戦略」を構築する必要がある。特に教学の教育・研究計画及び法人の財政計画を含む経営戦略を糾合し、中・長期ビジョン実施計画を策定する。また、大学を取り巻く社会状況が急速に変化する中、社会の要請に応え、社会に有用な人材を育成する幅広い施策を展開し、時代のニーズにあった新たな学部や教育方法を開拓するため、新学部等の設置が課題である。

また、2005年度から総長制を廃止したことにより、総長が果たしてきた設置諸学校の教育面の連携・調整及び対外的職務（機能）について、法人及び教学で目的に照らし、再調整し、最適化を図ることが重要であり、さらに、教育・研究活動のスピードアップと弾力化を図る。

法人及び教学は、経営と教育・研究という機能により分化された表裏一体の概念・組織である。この利点を活かし、より良い緊張関係を維持し、共通の目標に向かってそれぞれの機能を十全に発揮し、法人と教学の関係を最善のものとする。

・法人と付属明治高等学校・中学校及び学校法人中野学園の関係

【現状（評価）】

付属明治高等学校・中学校（以下「明高中」という。）は、法人の設置する学校であり、教務担当常勤理事のもとで経営・教育両面の連携・調整が図られている。明高中の校務を掌る校長職についても大学の専任教員がその任に就いていることから、法人・付属校双方にとって有益かつ密接な関係が構築されている。現在、進められている明高中の2008年度調布付属校用地への移転については、教務担当常勤理事を委員長とする移転推進委員会を設置し、円滑な移転を推進するとともに、校舎建設費の一部として2005年度は20億円の基本金を積み立てた。

学校法人中野学園との関係は、法人は異なるが、本学の付属校として半世紀以上に亘り連携を保っている。中野高等学校と中野八王子高等学校からは、毎年一定数の学生を推薦入学により受け入れている。また、管理運営面では、本学理事長が中野学園の理事長を兼務している他、3名の常勤理事及び2名の監事が中野学園の理事及び監事を兼務しており、良好な関係が築かれている。さらに、中野学園評議員にも本学役職者が就任している。

【改善方針（今後の課題）】

少子化が進む社会状況の中で、大学と付属校の関係を改めて見直し、再定義する時期に来ている。これまで法人は、明高中の教育内容については明高中に任せ、大学との関係（付属高推薦基準・推薦枠等）については大学及び明高中に任せてきた。この方針は今後とも基本的に変わらないが、明高中がより優れた教育環境の中で、より優れた教育を行い、より優れた生徒を大学や社会に送り出すことについて、設置者として今後の建設計画、資金手当て等の環境整備に努めるとともに、より優れた教育成果を生み出すよう教育体制・学校管理体制を強化していく。

中野学園との関係は、教育内容及び大学との関係は明高中と同様であるが、生徒の受入数、付属校としての大学との協力関係及び法人間の協力・連携体制には課題もあり、今後さらに整理・検討する。

新たな付属校・系列校についても学園全体の発展計画の中での位置付け・展開策について、現在、法人及び教学一体で構成する「付属校・系列校強化推進委員会（委員長：教務担当常勤理事）」で将来構想を検討中であり、その成果を待ち、実行可能なものから実施していく。

Ⅲ 学部・研究科の管理運営

1-1 法学部

【目的・目標】

理念・目的を実施するために管理・運営を適切、公正に行う。

（教授会）

- ・教授会の権限，殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性
- ・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性
- ・学部教授会と評議会，大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

【現状】

教授会の自治の観点から，教授会規程7条に掲げられた事項すべてについて，教授会の議決を経て運営されている。教育課程については，教授会内に設置されたカリキュラム改革検討委員会の答申に基づいて審議し，議決するという方式をとっている。2005年度より，新しいカリキュラムを導入した。また，人事に関しては，専門科目委員会，教養科目委員会の予備審査を経た上で，教授会で審議し，議決されている。なお，専任教員の新規採用を適切にすすめるため，人事計画委員会が設置され，公募を基本として中長期の人事計画や単年度計画の原案が策定されている。

学部長は教授会の議長となり，教授会で議決された事項について職務を履行するという関係にある。評議員として学部から通常数名が選出されるほか，学部長は職務上の評議員となり，学部長会等を通じて連携している。

【長所】

教授会並びに各種委員会の権限は学内規定及び学部規定で明示されており，民主的な運営がなされていると考える。

【問題点】

教育課程や教員人事について，さらに新しい時代に即した体制を整える必要がある。

【問題点に対する改善方針】

専任教員の採用に関し，年齢構成のアンバランスの解消，外国人教員の採用，客員教員等の活用などへ向けたアクション・プランの策定，教員採用基準・手続きの一層の明確化・透明化・客観化について，今後も検討する必要がある。また，教学及び学部の大学における権限がより明確化される必要がある。

（学部長の権限と選任手続）

- ・学部長の選任手続の適切性・妥当性
- ・学部長権限の内容とその行使の適切性

・【現状】

学部内規によって，予備投票による上位3者の候補者が所信を表明している。学部長は，出席した議決権を持つ教授会員の過半数の同意を得て推薦される。

【長所】

現在のルールとその実施状況は，手続の透明性・公平性において適切・妥当なものと考えている。

【問題点】

学部長選出について，将来的に，事前立候補制と立会演説会等の導入について検討する必要がある。

【問題点に対する改善方針】

本学部執行部において事前立候補制について検討する。

1-2 法学研究科

【目的・目標】

大学院の管理運営の体制が整っているかにつき点検・評価し、問題点については年度計画書に基づいて改善していく。

（大学院の管理運営体制）

・研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

【現状】

委員長のほか、大学院委員1名と専攻主任（公法学専攻主任，民事法学専攻主任）2名の4名が研究家の執行部を構成している。教学上の意思決定機関は本研究科委員会であり，2005年度は8回の通常委員会のほか，1回の臨時委員会を開催した。

【問題点】

入試回数増加や大学全体の機構再編などを主たる要因として，研究科における業務が年々増加していて，執行部及び事務職員の業務量が過重となっている。

【問題点に対する改善方針】

業務量の増加に対しては，重要課題ごとの諮問委員会などの活用も検討する。

・大学院の審議機関（研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

【現状】

専任教員人事や研究者養成型助手採用人事，及び学部学生の大学院開講科目履修制度など，法学部との協議を行っている。また，法科大学院も加えて，三機関での協議も実施された。

【問題点】

開講科目の担当者の選定などの点について，継続的な協議のための制度化がなされていない。

【問題点に対する改善方針】

学部，法科大学院とのより密接な連携が必要であり，常設の協議制度の創設を検討する。

・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

【現状】

法学研究科委員長候補者は，法学研究科委員会における選挙・推薦などによって選出されている。

【長所】

適切に実施されている。

2-1 商学部

【目的・目標】

商学部長の選出手続が明文化されているか，学部長のリーダーシップのもとに学部内役職者が指名されているか，学部内各種委員会の機能が有効に発揮されているか，学長や他学部長との協力関係が適切であるかを点検・評価する。

（教授会）

・教授会の権限，殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

【現状】

教授会はカリキュラムや教員人事に関する自律した権限を有しており，学部内に該当する委員会を設置しており，その活動は適切といえる。学部長は教授会に対して議題を提起するが，議題の提起にあたっては適宜各種の委員会に諮問し，提言を受取る仕組みになっている。学部内の各種委員会には教授会員全員が参画している。

【長所】

85年間の教授会の歴史に立脚し、民主的に議事運営を行い、また、実施に当たっては弾力的な取り組みがなされている。

【問題点】

教育課程や教員人事について、さらに大胆な新しい時代に即した教育デザインに邁進する。

【問題点に対する改善方針】

教授会は学部内の討議により、学部教育の充実に必要な事項を定め、法人理事会との予算折衝に臨んでいるが、大胆な教育改革を適宜、打ち出していくことが必要である。そのためには、カリキュラム改革を担当する執行部メンバーの任命など、人的措置が求められる。

・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

【現状】

学部長は教授会に対して議題を提起するが、議題の提起にあたっては適宜、各種の委員会に諮問し、提言を受取る仕組みになっている。各種委員会には教授会員全員が分担する形で参画している。

【長所】

学部長の専横のない開かれた連携協力関係が行われている。

【問題点】

火曜日午後の時間帯を教授会並びに各種委員会開催のために空けてあるが、教授会の回数が多く、複数の委員会が同時並行的に議論を展開していくには時間的制約が大きい。

【問題点に対する改善方針】

各種委員会等の機能を活発化させるためには、教授会の開催回数、審議時間配分など、見直しが必要であり、 Semester制の導入に伴い、火曜日の午後一定時間帯を商学部アワーとして指定し、通常の講義を配当しないようにするなど、一段の工夫が必要になる。

・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

【現状】

学部教授会と評議員会との間の役割機能分担は明確である。学部長を含めて4名が評議員となり、評議員会に出席している。また、学部長は商学部の代表として学部長会に出席し、全学的な調整を行っている。さらに、教務主任と学生部委員もそれぞれ、全学的な組織である教務部委員会、学生部委員会に出席し、様々な議題を処理している。

【長所】

学長の改革案は、教学全体から組織されている連合教授会により、民主的に採択される仕組みを持っているが、これは他に類例を見ないきわめて民主的組織形態である。また、理事会からの問題提議につき、評議員制度は、適切に議事、議決する制度である。評議員会は、法人の最高の意志決定機関である。予算や決算、重要な資産の処分、寄附行為の変更等の重要事項はすべて評議員会の議決を経なければならない。構成は教職員から25人、学識経験者から20人、本学校友から25人の計70人となっている。

【問題点】

評議員会における教学側の代表数に対して校友の代表数が多数を占める構造を改革すべきである。

【問題点に対する改善方針】

85年に及ぶ学部の歴史に立脚し、そのさらなる発展を期す。ただし、教学側の組織変更は、ようやく、その端緒についたばかりである。総長制度を2005年度に廃止し、2006年度には、副学長制度がスタートした。また、評議員制度についても、さらに教学側の意見の反映する余地を広げる努力が必要と考える。

(学部長の権限と選任手続)

・学部長の選任手続の適切性

【現状】

学部長の選任手続きは、「商学部長候補者推薦内規」に則り、第1回投票で過半数が得られなかった場合、上位2名で決戦投票を過半数に至るまで繰返すことになっている。特に本内規は、2005年度に改訂され、学部長候補者の「立候補制度」が新たに確立された。

【長所】

学部長選挙の立候補制度が2005年7月19日の教授会により承認・決定された。従来の慣行から考えて画期的な改善策である。

【問題点】

これに立脚した学部長選挙が2006年7月に行われる予定であり、問題点は現在ない。

【問題点に対する改善方針】

新しい学部長選挙の仕組み（事前立候補制）が導入されることに伴い、諸規定を改めたので、それが遅滞なく実行されるように努力する。

・学部長権限の内容とその行使の適切性

【現状】

学部長は学部の長として所属教員に対する監督責任を負い、権限を委譲することができる。また、教授会に対して議題を提起するが、議題の提起にあたっては適宜、各種の委員会に諮問し、提言を受取る仕組みになっている。各種委員会には教授会員全員が参画している。

【長所】

学部長の専横のない開かれた連携協力関係が行われている。

【問題点】

現状をさらに発展させていく。

【問題点に対する改善方針】

教育現場の声を法人理事会に反映させるためには予算面に関わる権限をも一定の枠内で学部長に付与することが望ましい。

2-2 商学研究科

【目的・目標】

商学研究科の研究及び教育が効果的になされるように、管理運営する。

(大学院の管理運営体制)

・研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

【現状】

教学上の管理運営は研究科委員会で行われている。

【長所】

委員全体の意思が反映される。

・大学院の審議機関（研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

【現状】

2004年度より、商学部執行部に2名の大学院担当が置かれ、商学研究科と連携を強化し、必要な事項の協議を行っている。

【長所】

迅速な対応が可能になっている。

【改善方針】

事務レベルでの連携も強化されるべきである。

・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

【現状】

委員互選による選挙で決めている。

【長所】

委員の意思が反映される。

3-1 政治経済学部

【目的・目標】

本項目の目的・目標は学部の意思決定手続き、それに基づく学部の運営のあり方を点検することである。そのイニシアティブをとるのが教授会である。それはまた、教授会が学部意思決定の最高機関であることを意味している。大学に対する期待は多様であり、また要望も多岐にわたっている。それらを如何に汲み取るかは、個々の教員の裁量であるにしても、学部の意思を決定する決議機関としての教授会の責務は重い。また、その決定は学部の範囲を超え、学部と大学の意思決定機関との連携及び両者の役割分担はますます重要となる。大学に課せられた管理運営の重さの所以もそこにある。

（教授会）

・教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

【現状】

政治経済学部の管理運営はすべて教授会の審議・決定を経て実施されている。当然、カリキュラム改革や専任・兼任教員の採用、入試判定、学生の進級・卒業判定といった重要な審議事項は、教授会をもって最終議決機関としている。教員人事については専任の採用・昇格は全出席者の無記名投票で、兼任教員の採用は挙手によってそれぞれ厳正に行われている。これらの運営は、学則及び学部教授会規程に明確に基づいている。これらの教授会決定事項は学部長会で承認を受け、教学の意思とされる。

【問題点】

セメスター制導入、7講時制への移行等、さまざまな制度改革の変更、あるいは審議すべき課題が山積している現在、委員会の数も多数に及び、出席する委員の時間調整が困難な状況となっている。また、教授会での審議事項も多く、所要時間が漸増傾向にある。

【問題点に対する改善方針】

各種委員会を緊急性に応じて委員構成を再編し、委員会を整理するべく検討している。また、教授会での迅速かつ効率的な議事進行を果たすために、報告了承事項については一括して報告し、一括して了承を得る方式がとられ、時間短縮が図られるようになった。それでも2時間を超えることが珍しくない。冗長にならない工夫の余地はまだあるように思われる。

・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

【現状】

学部長は2年に一度、教授会における選挙で民主的に選出されている。また、学部長の下に政治・経済・地域行政の3学科長、一般教育主任、教務主任、二部主任、和泉経済学科主任、学生部委員からなる役職会が組織され、学部運営にあたっている。役職者会での慎重な審議を踏まえ、学部長と教授会は相互の意思を尊重しあっており、どちらか一方による独断専行は起こりえない制度的仕組みとなっている。いうまでもなく、学部長と教授会との機能分担は学部教授会規程で明確にされており、役職者会との連携によって学部運営がなされている。当然のことながら、教授会員の発言の自由は十分に保障されている。

【長所】

学部教授会と学長との意思統一、機能分担は適正且つ有効に機能している。また、それに伴って役職者会の機能も十分に果たしている。

【改善方針】

これまで築き上げてきた民主的な教授会運営の手法が踏襲されることが望まれる。

・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

【現状】

連合教授会は教学側の全学的審議機関であるが、そこでの議題は学長選出などの人事を除き、すべて各学部教授会の議を経たものである。また、学部長会での審議・報告事項については学部長が、教務部委員会での審議・報告事項については教務主任が、それぞれ教授会で説明している。なお、審議を必要とする事項であれば逐一教授会の議を経て決議される。

【長所】

上記の手続きを踏むことにより、両者の連携・役割分担は適切に行われている。

(学部長の権限と選任手続)

・学部長の選任手続の適切性

【現状】

政治経済学部学部長選任については、教授会員（教授、助教授、専任講師から構成される）による単記・無記名投票によって、過半数の支持を得た者が学部長候補者となり、理事会に推薦される。学部長の任期は2年であるが再任を妨げない。なお、学部長候補者の選出過程をさらに透明化・民主化するために、2002年度に設置された「学部長選挙制度検討委員会」の答申が2003年12月に教授会で承認された。それに基づき、2004年7月の学部長選挙より、予備投票による上位3名の者が候補者として所信表明を行い、その後の本投票によって過半数を得た者を学部長候補者として選出することとした。

・学部長権限の内容とその行使の適切性

【現状】

学部教員に関するすべての事項は、学部長と学部長の下におかれる役職者会（学部長、3学科長、一般教育主任、教務主任2名、経済学科和泉主任、2部主任、学生部委員2名で構成）によって適切に処理されている。

【長所】

学部長権限の内容とその行使については、適切に行われている。

3-2 政治経済学研究科

【目的・目標】

教育・研究水準の維持・向上を図るには、教育研究機関として各組織が全体としてどのように位置づけられ、どのように決定がなされているのか、日常的に運営が進行していく中で長・中・短期の計画をもとに教育研究が実行されることである。

(大学院の管理運営体制)

・研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

・大学院の審議機関（研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

【現状】

決定機関として所属教員による「研究科委員会」が開催されるが、研究科の日常業務は研究科執行部（研究科委員長・大学院委員・政治科主任・経済科主任）があたる。研究科委員会及び執行部会議は大学院委員会と連携して執り行われる。研究科委員会と学部教授会とは審議内容に重複する部分が多い。学部と研究科の教育・研究指導をめぐって学部執行部と研究科執行部とのあいだで連絡調整が行われている。

研究科委員長の選挙は選挙規程に基づき研究科委員会において投票によって行われる。

【問題点】

研究科委員会執行部と学部執行部で、連絡調整会議を年に数回開催して、課題によっては直ぐに対応し、効果を上げている。ただ、開催頻度は多くはなく、充分とは言い難い。

大学院の場合は毎年4月からの年度を採用しているが、政治経済学部は、学部長人事との関係で、年度途中で各種委員会などの人選が行われるものもあり、相互の整合性が保たれず、人材の活用という面で齟齬が生じることもある。

4-1 文学部

【目的・目標】

教学において、最もイニシアティブを発揮しているのは学部教授会である。基本的に学部自治の精神に基づいた教学運営が、本学のこれまでの伝統であった。しかしながら、現代の急激な社会状況の変化並びに知的体系の流動化に鑑み、従来の学問区分により設置された学部単位の運営では、必ずしも時代に対応できない側面が多々生じている面も否めない。

本学部の管理運営は、第一に学部レベルでの民主的な運営に基づく機動的な時代への対応をその目的に掲げている。同時にこれは、全学教学レベルにおける意志決定との整合性を保たなければならない。これらの目的が達成されて、初めて学校法人側との関係において、教学サイドとしての責任ある仕事が全うできると信じている。

以上の目的を達成するために、本学部では項目別に以下のような目標掲げている。

- (1) 教授会：民主的に選出された学部長のリーダーシップのもと、各教員がそれぞれ公平に役職・委員会業務に従事し、共に連携しながら本学部の、そして全学的な教学運営を行う。
- (2) 学長、学部長：リーダーシップを揮う立場にある学長並びに学部長の権限を明確に規定し、その民主的な選任手続を維持・確保する。また、両者の補佐体制を教員の責任ある協働によって実現する。学長、学部長は、教学サイドの民主的かつ機動的な意志決定に務め、法人側との議論に臨む。
- (3) 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関：権限を明示された全学的審議機関の民主的運営に、学部として積極的に関与することで、教学組織と学校法人理事会との良好な連携協力関係と機能分担に努める。
- (4) 管理運営への学外有識者の関与：教学運営に際し、学外有識者の関与を積極的に活用する。

（教授会）

・教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

【現状】

教授会決定事項は学部長会において承認を受け、教学の意思とされる。教授会で審議される事項のうち特に重要な案件は、学部内委員会に諮問され、十分に検討を行って提出された答申を尊重して、学部長もしくは役職者会から提案される。教育課程については主に教務課題検討委員会、教員人事は採用枠1名ごとに委員5名で構成される人事選考委員会に諮問される。

【長所】

教授会並びに各種委員会の権限は、学内規定並びに学部内規定で明確に示されており、民主的な運営がなされていると考える。

【問題点】

会議体の数が過多傾向にある。

【問題点に対する改善方針】

効率的な会議体運営の工夫をこれからも続けると共に、各種会議体のスクラップ&ビルドを、役職者がイニシアティブをとって機動的に行っていく方針である。

・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

【現状】

本学部では、学部長を中心として3科長・教養課程協議会議長・教務主任・二部主任・一般教育主任・学生部委員から役職者会が組織されて学部運営にあたる。また、専攻・セクション主任から構成される学部運営協議会が、学部長・役職者会と教授会構成員との連絡・調整の役割を果たす。さらに、学部長のもとに基本計画委員会・人事計画委員会・教務課題検討委員会・入試制度検討委員会が組織されて学

部の重要検討課題を協議し、諮問・答申する。学部と大学院との教育研究連携を図る学部・大学院教育連絡協議会も設けてある。なお、基本計画委員会及び人事計画委員会は、学科・専攻の意思を集約するのではなく、それらから独立に学部そのものの方針を立てるための機能をもった会議体である。

【長所】

これらの会議体構成により、学部教授会と学部長との連携協力、意思統一、機能分担が有効に図られている。また、各委員会間の調整並びに方針の確認をするために、各委員会の委員長と役職者で構成される連絡会が設けられ、情報の共有が実現されている。

【問題点】

会議体が細かく整備されることは、一方ではその運営にあたる教員の負担が増加することをもたらし、また、運営に長けた一部の教員がより多くの負担を抱える構造的な問題を持っている。

【問題点に対する改善方針】

学務の公平な負担を、これからも心がけていくと共に、一部教員の意識啓蒙に努める。

・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

【現状】

教学側の全学的審議機関との連携に関していえば、学部教授会での審議・決定は、基本的に学部長会議、教務部委員会、学生部委員会を通じて全学的審議機関との連携が確保される仕組みとなっている。連合教授会においては学部教授会で提起された学則変更などの重要案件が全学的に処理されている。一方、法人側の全学的審議機関との連携に関していえば、これらの教学側による決定事項は、学長を教学の代表者とする体制下で、理事会・評議員会との審議に入るシステムである。

【長所】

教学側会議体については、学部長会、教務部委員会などの全学的審議機関との間に適切な連携が行われている。

【問題点】

法人側会議体については、理事会、評議員会との連携では時折齟齬が生じることがある。大学施設を利用した学会開催の支援は、その一例である。2006年度以降、会場費等をめぐって支援の水準が著しく低下する決定が理事会によりなされており、教学側の意思と理事会の意向の大きなずれが生じている。

【問題点に対する改善方針】

理事会との折衝により、学術的活動の支援に関する基本的な合意を獲得する必要がある。教学側も財政面での考慮事項を十分把握した上で、大学の社会的責務としての学会開催支援継続の必要性を法人に引き続き訴える方針である。

(学部長の権限と選任手続)

・学部長の選任手続の適切性

【現状】

本学部では立候補制に基づく学部長選出手続を2002年度より採用しており、すでに2回(2002年、2004年)の新学部長選出をこのルールに基づいて行ってきた。

【長所】

現在のルールとその実施状況は、専任手続きの透明性・公平性において適切・妥当なものと考えられる。

【改善方針】

現状の民主的な選任手続をこれからも維持する方針である。

・学部長権限の内容とその行使の適切性

【現状】

立候補制度により民主的に選出された学部の長として、教授会決定までの民主的プロセスを尊重しな

がらも、リーダーシップを発揮し個々の案件について積極的、適切な学部運営を行っている。

【長所】

学部長権限の内容とその行使については、適切に行われていると考える。

【改善方針】

現行体制を有効に運用する方針である。

4-2 文学研究科

【目的・目標】

本研究科は大学院の教育・研究の拡充に向けた組織体制、環境整備等の管理運営が遺漏なきように努める。

(大学院の管理運営体制)

- ・研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性
- ・大学院の審議機関（研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性
- ・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

【現状】

管理運営は研究科委員長、大学院委員に4名の補佐による6名が携わっており、月に一回は開催される研究科委員会並びに大学院委員会において報告される。これらはすべて学部教授会においても「大学院報告」として紹介されている。2年間を任期とする研究科委員長は委員の2/3の出席による予備選挙によって3名の推薦候補者を選出し、出席委員の過半数をもって選任される。こうした手続を実施しており、管理運営の組織と学部間の連携並びに研究科委員長の選任方法は適切である。

【長所】

委員長と委員に委ねるのではなく、4名の補佐役を設置し、管理運営の円滑化を図っている。

5-1 理工学部

【目的・目標】

学部長の選任や意思決定など管理運営上における諸機関間の役割分担・機能分担を明確にし、かつ規定として明文化することにより適切、公正な管理運営を行うことを目的とする。

(教授会)

- ・教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

【現状】

教授会は入学、卒業、教育課程等の教育に関すること、教員の採用、退職等の教員人事に関することはもちろんのこと、学部運営に関する重要事項の全てを審議している。また、理工学研究科との合同運営を基本として合同教授会と位置づけている。専門委員会として位置づけされている総務委員会において教授会委任事項並びに教授会への上程事項を取り扱っている。

【長所】

教授会権限の改変、委譲等については、教授会の議を経て、民主的な手続に従い、適切に行われている。

【改善方針】

これまでの教授会運営に関しては、基本的に問題は生じていない。2004年度より、新しく制定された理工学部運営内規に基づき、原則的に学部教授会と大学院研究科委員会とを合同で開催することで、一貫性、透明性、公開性等を通して教授会員の間の意志疎通の良さを確保すると共に、支障のない範囲内で、教授会における細かい審議を総務委員会、入試委員会等の下部委員会に委譲し、最終決定を教授会で行うことにより、会議の運営の効率化を図っている。この合同開催と、審議委譲の分担に関しての適

切性について、今後数年の経験を踏まえて、改めるべき点が見出された場合、適宜、改善をしていく必要がある。

・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

【現状】

学部長は、教務主任2人（教務担当、入試担当）と大学院委員（研究担当）との3人を副学部長と位置付け、スタッフ会を構成している。スタッフ会で全学部的な方針や企画が討議される一方、教育・研究の現場の意見は、各学科の教室会議で議論され、各学科長及び総合文化教室主任からなる総務委員会で審議される。全ての審議事項は最終的に教授会で決定される。

【長所】

スタッフ会は、総務委員会と教授会との間の連携・協力機能を果たしていて、適切に機能している。また、各会議体の機能分担も明確になっている。

【問題点】

特にないが、意思決定までのスピードアップに関して更なる改善を図る余地はある。

【問題点に対する改善方針】

2004年度より、新しく制定された理工学部運営内規に基づき、教務関係、入試関係、研究関係の役割分担が明確化され、審議事項が分担されている。この機能分担、審議事項の分担に関しての適切性について、今後数年の経験を踏まえて、改めるべき点が見出された場合、適宜、改善をしていく必要がある。

・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

【現状】

教学における全学審議機関としては学部長会、教務部委員会、学生部委員会が設置されている。また、教務部委員会と学生部委員会は学部長会の下に設置されている。学部教授会の意見は、内容に応じて、学部長会などの審議機関をとおして、全学的審議機関にかけられる形になっている。

【長所】

学部長会と教務部委員会は密接な関係にあり連携が図られている。

【問題点】

教授会員の中には、自分たちの意見が全学的な審議機関に反映されていないことや、理事会の決定が自分たちの意見を反映していないという不満が聞かれる。

【問題点に対する改善方針】

現場を預かっている教授会員の意見が全学的に反映されるためには、教学側と法人側の両方が入った審議機関の設置が必須である。また、現在の寄附行為の改正、特に評議員会の構成と評議員の選出方法を改正する必要がある。

（学部長の権限と選任手続）

・学部長の選任手続の適切性

【現状】

本学部では、立候補制に基づく全教員による直接選挙にて選任しており、妥当なものとする。

5-2 理工学研究科

【目的・目標】

目標とする教育・研究・社会貢献を達成するために、適切な管理運営を実施する。

（大学院の管理運営体制）

・研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

【現状】

6年一貫教育の方針のもとに、研究科委員長と学部長は兼務とした。会議体も博士論文の学位授与に関する議題を除き、学部と合同で開催している。また、「I-MAS T」構想の推進に関わる戦略会議においても、学部・研究科の別なく委員が選出されている。

【長所】

戦略会議の有機的な運営により、管理に係わる組織の構築が、効率よく進展している。

【問題点】

教員の中には、目的意識に欠ける者もいる。

【問題点に対する改善方針】

専攻間、教員間の温度差の解消と共通認識・合意形成を確立する。

・大学院の審議機関（研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

【現状】

本学部・理工学研究科は、博士学位の授与に関する議題を除き、合同で教授会（合同教授会）を開催しており、相互関係は密接かつ適切である。

【長所】

学部・大学院の戦略・戦術に関する情報伝達の効率が良い。

【今後の改善方針】

現状を堅持する。

・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

【現状】

「I-MAS T」構想の「6年一貫教育」の方針に基づき、大学院・学部で構成される合同教授会で、選挙により「長」を選出している。

【長所】

公正性・透明性に富んでいる。

【今後の改善方針】

現状を堅持する。

6-1 農学部

【目的・目標】

大学設置の目的である教育・研究を行うためには、学部教授会や最高議決機関である評議員会が、どのような役割を果たすかが重要となっている。この項目では、学部長の権限及び教学組織と法人理事会との関係などについて点検・評価した。

（教授会）

・教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

【現状】

教授会の権限は学部教授会規程により明文化されている。教育課程は、まず各学科・一般教育で審議され、カリキュラム委員会で学部としての統一性の審議を経て、また、教員人事は各学科・一般教育の予備審査委員会の審議を経て、教授会に諮られている。さらに、教員人事については、教授会の審査委員会において審議されている。この点については、適切に運営されているが、研究時間の確保のために、教授会等会議の運営方法の改革が求められている。

2004年度より、大学院委員・農学研究科委員長をメンバーに入れた農学部協議会を発足させて、学部教授会と大学院研究科委員会との意思の疎通を図るようにした。この会議体を軸に更に一貫性、適切性

を図っていく。教授会権限の部分的な執行部・農学連絡会・農学部協議会等への委譲及び各種委員会の整理統合が必要である。

・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

【現状】

学部長は教務主任2人と執行部を形成しており、執行部案は各学科長、一般教育主任、農学研究科委員長、大学院委員で構成される農学部協議会で審議される。ここで承認された執行部案が教授会で諮られており、各学科、一般教育、大学院間の連携協力関係が農学部独自に築かれている。ただし、学部教授会と学部長の連携について、明文化はされていない。学部教授会と農学部協議会との関係について、内規を明文化する。

・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

【現状】

学則改定に関わる議題は連合教授会において審議される。全学的課題は学部長会等の審議を経て学部教授会に審議依頼がなされる。学部教授会・学部長会・連合教授会は教学系列、理事会・評議員会は法人系列であり、それぞれの審議事項は分かれている。ともすれば、相反する系列と思われがちであるが、それぞれの使命を調和させていくことが必要であり、その手段の一つとして大学協議会というものが検討されるべきである。

学部長会規程、教務部委員会規程、学生部委員会規程のトライアングルにおいて、その間の審議事項は明文化され、連携性が保たれている。教学サイドでの連携は、適切に運営されている。しかし、学部教授会と評議員会とが連携しているという意識は薄い。

寄附行為における評議員会の委員の構成及び評議員の選出方法改正、法人側と教学側の協議を行う機関として大学協議会の設置を引き続き検討していく必要がある。

（学部長の権限と選任手続）

・学部長の選任手続の適切性

【現状】

学部長の選任は教授会で過半数をもって、学長の立候補者については連合教授会の過半数によって選任が行われる。教員の自由意志による投票により、適切に行われており、特に問題はない。2006年3月には「農学部長候補者推薦要項」を制定し、従来慣行として行われてきた学部長選出方法を明文化し、透明性・民主性を高めた。

今後も適切に選挙が行われるよう現在のルールを継続していく。

・学部長権限の内容とその行使の適切性

【現状】

2004年度に学部長会規程が制定され、学部長会の責任・権限が明確化された。しかし、学部長の責任・権限については、学則・学部教授会規程において明らかではない。

学則・学部教授会規程で規定する検討が必要である。

6-2 農学研究科

【目的・目標】

研究科委員会、各種委員会を大いに簡素化し、本来の研究・教育にあてる時間的余裕を確保することが大きな目標である。

（大学院の管理運営体制）

・研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

【現状】

研究科担当教員で構成される研究科委員会で行われる。運営は大学院学則と内規に則して行われている。

・大学院の審議機関（研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

【現状】

研究科委員会メンバーは学部教授会のメンバーである。

・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

【現状】

申し合わせによって、専攻持ち回りで選出されている。

7-1 経営学部

【目的・目標】

学部教育の理念と目的の達成もために、学部事業及び各教員の教育・研究が円滑に行われるように環境を整備すること。

（教授会）

・教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

【現状】

教授会は学部教授会規程に基づき運営されている。教授会は学部の意思決定の最高機関であり、教育課程や教員人事をはじめとして学部に関わる事項について審議し、承認している。教育課程及び教員人事は、まず、学科別の部門会議と一般教育担当者会議により提案される。次に、それを元に教授会で承認された教授会メンバーからなる教育課程委員会で原案を作成し、教授会で審議・承認を行っている。

【長所】

明文化された規定の下に、選挙で選出された学部長を中心とした執行部により運営されている。

・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

【現状】

学部長は、教授会で承認された経営学部長候補者推薦内規にもとづき、教授会における選挙により選出されている。学部長の下、3学科長（経営学科長・会計学科長・公共経営学科長）、一般教育主任、2名の教務主任、2名の学生部員が学部執行部として補佐体制を作っている。学部執行部は他の教授会メンバーより選出された委員会委員とともに各種委員会を運営しており、学部長より諮問された事柄について答申を作成している。教授会ではこの答申をもとに審議が行われている。

【長所】

すべての学部教員は複数の委員会に所属しており、学部教授会と学部長は機能的な関係を保っている。

【問題点】

学部内の学科長や部門別会議などの役割分担等について、組織改革の中で重複した部分が出てきている。

【問題点に対する改善方針】

学部内の運営体制について委員会の答申を受け、必要な点があれば改善を進める。
組織体制検討委員会を設置し、点検を行う。

・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

【現状】

学部教授会の決定事項、及び教授会の意向は学部長を介して、評議会、学部長会に伝えられている。

【長所】

全学的審議機関との連携及び役割分担は適切に行われている。

【問題点に対する改善方針】

全学審議機関と連携を密に行い、全学の運営とが区分運営がよりスムーズにいくようにする。

(学部長の権限と選任手続)

・学部長の選任手続の適切性

【現状】

学部長の選出は、本学部教授会で承認された経営学部長候補者推薦内規により、教授会員の出席者の過半数をもって決する選挙によって行われている。第一回目の選挙の結果により過半数の票を得た者がいない場合、上位2名による所信表明の後、第2回目以降の選挙が実施される。

【長所】

学部長の選任手続は公明正大に実施されており、適切かつ妥当と判断される。

・学部長権限の内容とその行使の適切性

【現状】

本学では、学校教育法第58条第2項及び第5項の規定に基づき、各学部に学部長を置き、各学部長が当該学部の教育研究に関する業務を司っている。学部長の権限は、主に学部教授会規程に定められている教授会の議決事項に基づき行使されており、その他執行部人事、昇格人事、各種委員会の人事権のほか、当該学部の教育研究に関する施策の実行に関する権限を有している。しかし、その執行に当たっては、軽微な案件を除き、教授会の承認を経ることとしている。また、本学部に配付された予算の執行権限は、公平性を保つため経営学部事務長に分権されており、適切にその権限を行使する仕組みとなっている。

【長所】

この権限は、学部教授会のもとで公明正大に執行されている。

7-2 経営学研究科

【目的・目標】

研究科の管理運営は、最終的には教育・研究活動の維持・向上に反映される。したがって、その視点から自己点検・評価されなければならない。

(大学院の管理運営体制)

・研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

【現状】

研究科委員会以外には、カリキュラム委員会があるだけである。カリキュラム委員会は研究科委員長からの諮問事項にたいして答申するだけであり、ほとんど研究科執行部が運営しているといえる。なお、カリキュラム委員会の目的、委員の任命、委員長の選出や職務などについては、「カリキュラム委員会に関する内規」が定められている。

【長所】

連絡・調整の必要性があまりなく、執行部が迅速に意思決定できる。カリキュラム委員会も内規により適切に運用されている。

【問題点】

自己点検・評価を主として行って報告書を作成し、その結果を経営学研究科の管理運営に反映させるためには、経営学研究自己点検・評価委員会の設置が必要である。

【問題点に対する改善方針】

本研究科自己点検・評価委員会の設置を研究科委員会に諮る。

・大学院の審議機関（研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

【現状】

研究科委員会の委員は全員が教授会員である。また、研究科執行部は学部執行部と緊密に連絡、調整している。

【長所】

研究科委員会は学部教授会と適切な相互関係を有している。

・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

【現状】

研究科所属委員の三分の二以上が出席した委員会において、単記無記名投票で出席委員の過半数以上の票を得た者を研究科委員長として推薦する。選出方法は具体的には次の通りである。

- (1) 第1回目の投票を行う。第1回目の投票で出席者の過半数票を得た者がいた場合、当該者が候補者となる。
 - (2) 第1回目の投票で出席者の過半数票を得た者がいない場合、投票順位第2位までの者を候補対象者にする。
 - (3) 候補対象者は5分を目途に所信表明を行う。
 - (4) 第2回目の投票を行う。
 - (5) 第2回目の投票で出席者の過半数票を得た者がいない場合、第3回目以降の投票は、第2回目の投票で第1位、第2位の者を候補対象者として過半数の得票者がでるまで繰り返す。
- 研究科委員長候補者の選出については、「経営学研究科委員長候補者推薦内規」が定められている。

【長所】

適切な内規が定められているので、公平、公正な選任がなされている。

8 情報コミュニケーション学部

【目的・目標】

学部長の選任や意思決定など管理運営上における諸機関間の役割分担・機能分担を明確にし、かつ規定として明文化することにより適切、公正な管理運営を行うことを目的とする。

（教授会）

- ・教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性
- ・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性
- ・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

【現状】

教育課程の編成や教員人事等はすべて教授会の承認が必要であり、教授会は適切な審議議決機関としての権限を行使している。学部教授会の審議議決機関としての権限を維持しつつ、学部長としての迅速効率的な学部運営がなされている。学部教授会と教学の重要事項を審議する全学の審議議決機関である連合教授会の連携と役割分担は適切になされている。

学部教授会は、学部教授会規程に基づいて運営されている。学部執行部は、学部長、学科長（1名）、教務主任（2名）、一般教育主任（1名）の計5名により構成されており、それぞれの職務を分担してあたっている。学部長は、執行部会で検討した議題を教授会に提案し、教授会はそれについて審議する関係が中心である。

【長所】

学部長をはじめとする学部執行部の管理運営に対し、教授会が適切な審議承認機関としての役割を果たしている。審議議決機関としての教授会と執行機関の長としての学部長の連携・協力関係と機能分担は適切になされている。教学の重要事項について、原則として全専任教員を会員とする連合教授会が審議することは、いわば直接民主制がとられていることになり「参加と公開」の観点から長所といえる。

【問題点】

非重要事項についてまで教授会の審議事項とすることがあれば、簡易迅速な意思決定が阻害される虞なしとしない。各学部などの教授会で審議承認された案件について、再度全員参加で審議する連合教授会は、意思決定を遅らせる懸念もないではない。

【問題点に対する改善方針】

非重要事項についての学部長の専決権、緊急を要する事項についての学部長の代決権について規定を

整備する必要がある。全ての学部教授会などで承認された案件は連合教授会で報告事項とし、賛否が分かれた案件についてのみ審議するなど、審議事項の精選を図る必要がある。

(学部長の権限と選任手続)

- ・学部長の選任手続の適切性
- ・学部長権限の内容とその行使の適切性

【現状】

学部長の選任は、学部内に設置された選挙管理委員会の管理の下で、事前の立候補制をとっており、学部長候補者の選任に必要な情報（学歴・職歴・研究経歴・学部長としての政策提言など）をあらかじめ公開し、教授会員の投票によって選出し（教授会時における選挙により、出席者の過半数を獲得した候補者）、理事会がこれを任命するという手続きとなっており、もとより適切である。

学部長は、学部教授会規定により、学部教授会の招集権と議案提出権、議決された事項についての執行権を付与されているが、学部教授会の議決権は広範囲に及んでおり、学部長の専決権や代決権については不明確である。

【長所】

事前立候補制は、新設間もない新学部で教員がお互いに適任かどうかの情報の少ないうちはきわめて適切な制度といえる。複数の機関が段階的に再審議することは決定を慎重にするなどの長所が認められる。学部教授会員が広範な事項について審議することにより、学部運営への参加意識を高めるとともに責任をも分有する意識を高める効果がある。

【問題点】

理事としての学長の大学運営の権限が不明確である。重要事項と非重要事項、緊急を要する事項とそうでない事項、短期的課題と中長期的課題などの区別がかならずしも明確でない。さほど重要でない事項についても審議事項とすることにより、学部長による業務執行が遅滞に陥る虞がある。

【問題点に対する改善方針】

理事としての学長の権限を拡大して明確にし、非重要事項については副学長を選任してこれに当たらせる。機能分担さらには役割分担を見直し簡素効率的な意思決定過程に再編する必要がある。学部長がよりリーダーシップを発揮できる体制にするためには、その権限と責任を明確にし、学部教授会の議決権を重要事項に限定し、専決や代決の規定を整備する必要がある。

9 ガバナンス研究科

【目的・目標】

高度専門職業人の養成をめざす社会人対象の大学院として、教学上の管理の適正な運営を行い、もって生涯教育の一翼を担うものとする。

(大学院の管理運営体制)

- ・研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性
- ・大学院の審議機関（研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性
- ・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

【現状】

研究科長、教務主任、大学院委員3名をもって執行部を構成している。教学上の意思決定機関として、ガバナンス研究科教授会を月1回以上開催している。

【長所】

本研究科構成員は教授9名からなる少人数で意思疎通が良好であり、適切な教務運営が行われている。